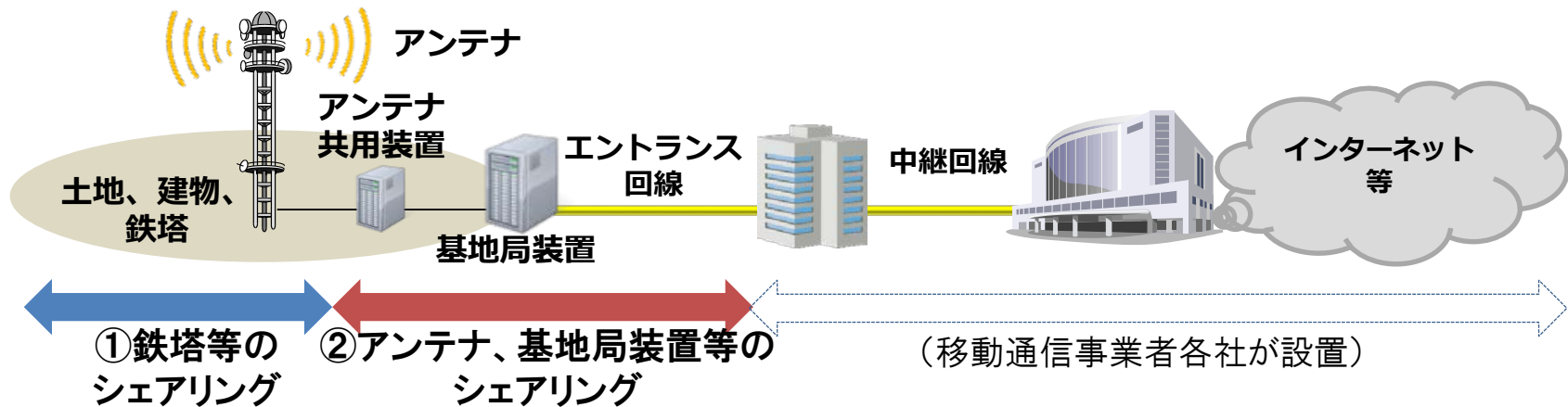


**移動通信分野におけるインフラシェアリングに係る  
電気通信事業法及び電波法の適用関係に関する  
ガイドライン案について**

平成 30 年 11 月  
総務省

# 移動通信分野におけるインフラシェアリングに係る 電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン案について

- 5Gの導入に当たって、鉄塔等の設備を他人に使用させ、又は複数事業者間で共同で使用する「インフラシェアリング」がこれまで以上に重要となることを踏まえ、インフラシェアリングの活用による移動通信ネットワークの円滑な整備を推進する観点から、関係法令の適用関係について明確化を図るもの。



	①鉄塔等のシェアリング	②アンテナ、基地局等のシェアリング
事業の登録/届出	電気通信設備に該当しないため、 <b>不要</b>	電気通信設備に該当するため、 <b>必要</b>
無線局の免許	<b>不要</b>	<b>アンテナ、共用装置等:不要 基地局装置:必要</b>
提供条件等	電柱・管路ガイドラインに基づき、 <b>公平・公正な条件で提供</b>	接続・共用・卸ルールに基づき、 <b>公平・公正な条件で提供</b>
協議不調の場合	総務大臣の <b>協議命令・裁定</b> 、電気通信紛争処理委員会による <b>あっせん</b> 、 <b>仲裁</b> を利用可能	
一体的提供の場合	①、②を一体的に提供しようとする場合も、移動通信事業者は、①、②ごとに、 <b>それぞれに適用される規律等に基づき提供を受けることが可能</b>	
聴取範囲の明確化	競争上の地位を危うくすることがないよう、 <b>移動通信事業者の事業計画等の聴取範囲を限定</b>	
コンタクトポイント	<b>一元的な窓口(コンタクトポイント)の設置や、標準的な事務処理手続の公表が望ましい</b>	

- 認定を受けた電気通信事業者は、鉄塔等の保有者に対し、その**使用権の協議**を求めることができるとされ、これに基づき、**当事者間の協議・合意により鉄塔等を使用することが可能**となっている。
- この協議に関する運用基準として、**電気通信事業者・設備事業者双方が遵守すべき標準的な取扱い方法**を定めた「**公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン**」を策定している。

## 「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」の概要

(平成13年4月策定。平成30年1月最終改正)

### 設備提供の原則

- ① **公正性の原則** : 関係法令に支障のない限り、公平かつ公正な条件で設備を提供
- ② **無差別性の原則** : 設備を提供するに当たり、差別的な取扱いをしない
- ③ **透明性の原則** : 設備の提供に係る条件等をあらかじめ公表する
- ④ **効率性の原則** : 設備の提供に係る手続の簡素化及び効率化に努めるものとする

### 標準的な取扱い方法等

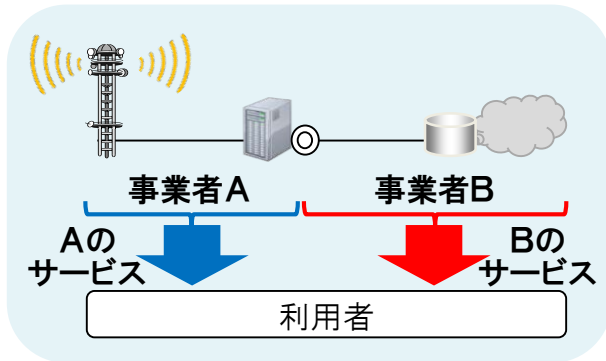
- ① **貸与拒否事由** : 設備使用の申込みを受けたときは、空きが無い場合等、一定の場合を除き拒否しない
- ② **貸与の対価** : 公正妥当な方向により算定された原価に基づく適正な設備使用料
- ③ **工事、保守等** : 工事、保守等の取扱いは、当該設備の提供に係る契約において明示
- ④ **契約解除事由** : 契約違反や予期できずに設備を自ら使用せざるを得ない場合は、契約を解除できる
- ⑤ **遵守事項** : 設備使用は、設備保有者が適正に定める技術基準、契約等に定める手続に従って行う

- 電気通信事業法において、他人の電気通信設備を使用する方式には、①接続、②共用、③卸電気通信役務の3つの方式が存在する。
- これらの方式について、それぞれ**公正競争確保のための規律**が設けられている。

## 方式

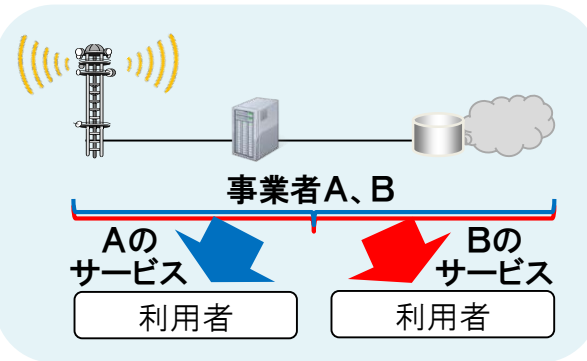
### 接続

自らと他事業者の電気通信設備を**接続**し、それぞれの事業者が、利用者に自らのサービスを提供する方式



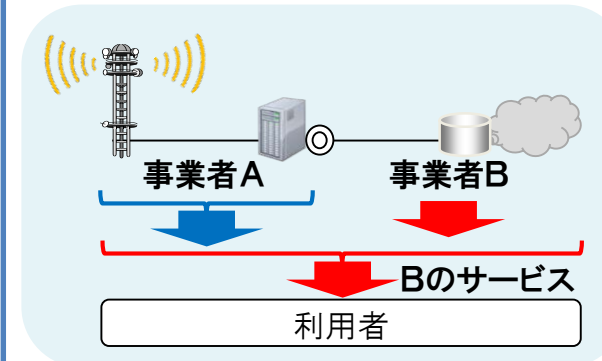
### 共用

電気通信設備を**共同使用又は共有**により使用し、利用者にサービスを提供する方式



### 卸電気通信役務

他事業者から**電気通信役務の提供**を受け、それをを用いて利用者に対し、サービスを提供する方式



## 適用される規律

- 接続、共用又は卸電気通信役務について、
  - ・特定の事業者に対する**不当な差別的取扱い**や、
  - ・これらの業務関し**不当な業務運営**を行っている場合、**業務改善命令の対象**となり得る。

※ このほか、接続については、接続応諾義務、主要な事業者に対する接続約款の作成義務等が課せられている。